

調査の概要

1 医療施設調査

(1) 調査の目的

この調査は、全国の医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める病院・診療所）の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の沿革

この調査は、昭和 23 年に行われた「施設面からみた医療調査」を前身としており、昭和 28 年に医療施設調査となった。

昭和 48 年に医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「医療施設動態調査」（以下「動態調査」という。）を毎月実施するとともに、全医療施設の詳細な実態を把握することを目的とした「医療施設静態調査」（以下「静態調査」という。）を昭和 50 年を始めとして 3 年ごとに実施することとし、現在に至っている。

なお、静態調査は昭和 56 年までは 12 月末現在で調査していたが、昭和 59 年からは 10 月 1 日現在で調査している。

(3) 調査の種類、期間及び期日

動態調査は、静態調査の結果に医療施設の開設、廃止等の状況を順次加減し、医療施設の状況を把握するものであり、平成 25 年調査は平成 24 年 10 月 1 日から 1 年間の調査結果である。

(4) 調査の対象

動態調査は、開設・廃止等のあった医療施設である。

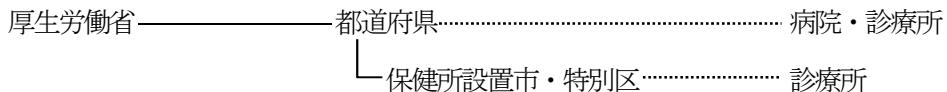
医療施設には、往診のみの診療所を含むが、助産所、介護老人保健施設、保健所は除く。

(5) 調査の事項

施設名、施設の所在地、開設者、許可病床数、その他関連する事項

(6) 調査の方法及び系統

動態調査は、医療施設からの開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を作成し、厚生労働大臣に提出した。



(7) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

※ 医療施設調査は、統計法に基づく基幹統計「医療施設統計」を作成するための統計調査である。

2 病院報告

(1) 報告の目的

全国の病院、療養病床を有する診療所における患者の利用状況及び病院の従事者の状況を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 報告の沿革

この報告の前身は、昭和 20 年 10 月に発足した「病院週報」であるが、昭和 23 年 6 月に週報から月報に改めるとともに、同年 11 月に医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）を定めて報告の根拠を明確にし、昭和 24 年より医療法に基づく報告とした。

昭和 29 年には医療法施行規則の改正により名称を「病院報告」に改め、昭和 48 年からは従事者票を追加し、平成 10 年からは療養型病床群（現「療養病床」）を有する診療所からも報告を求めている。

なお、平成 13 年 3 月から報告の根拠は、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）となった。

(3) 報告の種類、期間及び期日

患者票	（毎月報告）	平成 25 年 1 月 1 日～12 月 31 日
従事者票	（病院のみ 年 1 回報告）	平成 25 年 10 月 1 日現在

(4) 報告の対象

患者票	全国の病院、療養病床を有する診療所
従事者票	全国の病院

(5) 報告の事項

患者票	在院患者延数、新入院患者数、退院患者数、外来患者数等
従事者票	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の数

(6) 報告の方法及び系統

患者票	病院及び療養病床を有する診療所の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出した。
従事者票	病院の管理者が作成し、厚生労働大臣に提出した。



(7) 結果の集計

厚生労働省大臣官房統計情報部において行った。

3 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	•
比率等が微小（0.05 未満）の場合	0.0
減少数又は減少率を意味する場合	△

(2) 概況本文と統計表の数値は、四捨五入をしているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 本概況の人口 10 万対比率算出のために用いた人口は、「人口推計（平成 25 年 10 月 1 日現在）」（総務省）の総人口である。なお、指定都市、特別区及び中核市については、東京都、各指定都市及び中核市が推計した平成 25 年 10 月 1 日現在の総人口である。

4 用語の説明

(1) 医療施設の種類

病院

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の入院施設を有するものをいう。

一般診療所

医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

歯科診療所

歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するものをいう。

(2) 病院の種類

精神科病院 精神病床のみを有する病院をいう。

結核療養所 結核病床のみを有する病院をいう。

一般病院 上記以外の病院（平成 10 年までは伝染病院も除く。）をいう。

(3) 病床の種類

精神病床 精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。

感染症病床 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症（結核を除く。）、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症並びに新感染症の患者を入院させるための病床をいう。

結核病床 結核の患者を入院させるための病床をいう。

療養病床 病院の病床（精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。

一般病床 精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。

介護療養病床 療養病床のうち、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法に規定する都道府県知事の指定介護療養型医療施設としての指定に係る病床をいう。

※ 概況本文と統計表の「療養病床」の数値は、「介護療養病床」を含んでいる。

(4) 開設者の分類

概況本文と統計表で表示している開設者の分類は、以下のとおり。

概況本文（大分類）	統計表（小分類）
国	厚生労働省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立高度専門医療研究センター、その他（国の機関） ※ 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、国立高度専門医療研究センターは、各々の法律により医療法の適用については国とみなされている。
公的医療機関	都道府県、市町村、地方独立行政法人、日赤、済生会、北海道社会事業協会、厚生連、国民健康保険団体連合会
社会保険関係団体	全国社会保険協会連合会、厚生年金事業振興団、船員保険会、健康保険組合及びその連合会、共済組合及びその連合会、国民健康保険組合
医療法人	医療法人
個人	個人
その他	公益法人、私立学校法人、社会福祉法人、医療生協、会社、その他の法人

(5) 在院患者

病院の全病床及び診療所の療養病床に、毎日 24 時現在在院している患者をいう。

(6) 新入院患者、退院患者

毎月中における新たに入院した患者、退院した患者をいい、入院してその日のうちに退院した患者も含む。

(7) 外来患者

新来、再来、往診及び巡回診療患者の区別なく、すべてを合計したものをいい、同一患者が2つ以上の診療科で診療を受け、それぞれの科で診療録が作成された場合は、それぞれの診療科の外来患者として取扱う。

(8) 1日平均在院患者数

年間在院患者延数

当該年の年間日数

※平成 25 年は 365 日

(9) 1日平均外来患者数

年間外来患者延数

当該年の年間日数

(10) 病床利用率

年間在院患者延数
(月間日数 × 月末病床数) の1月～12月の合計 × 100

(11) 平均在院日数

年間在院患者延数
1/2 × (年間新入院患者数 + 年間退院患者数)

療養病床については、次式による。

年 間 在 院 患 者 延 数

$$1/2 \times \left(\frac{\text{年間新入院患者数} + \text{年間病床から移された患者数}}{\text{同一医療機関内の他の病床から移された患者数}} \right) \times \left(\frac{\text{年間退院患者数} + \text{年間病床へ移された患者数}}{\text{同一医療機関内の他の病床へ移された患者数}} \right)$$

介護療養病床については、次式による。

年 間 在 院 患 者 延 数

$$1/2 \times \left[\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の介護療養病床以外の病床から移された患者数} \right] + \left[\text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の介護療養病床以外の病床へ移された患者数} \right]$$

(12) 従事者

10月1日24時現在に在籍する者をいい、有する免許の種類等により計上している。

(13) 常勤換算

従事者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を、当該医療施設の通常の1週間の勤務時間で除した数である。

従事者の 1 週間の勤務時間

医療施設で定めている常勤者の1週間の勤務時間